



2019年度 事業報告

公益財団法人 あすのば

東京都港区赤坂3-21-6

河村ビル6階

2019年度 事業報告

I 事業概要

○法人の目的

この法人は、子どもの貧困などに関する調査研究を行い、広く社会に対して提言をし、また子どもの貧困対策などを行っている全国の団体や個人に対して活動の継続や発展のための支援を行い、さらに生活困窮世帯の子どもや家族などに対する物心両面での支援や情報提供などを行うことで、子どもが貧困の連鎖から脱し、幸せな人生を送ることができる人に成長するように支援し、希望あふれる社会の実現に寄与することを目的とする。

○事業構成

1. 調査・研究とそのデータなどに基づいた政策提言、啓発の事業
2. 支援団体への中間支援の事業
3. 子どもたちへの直接支援の事業

○事業期間

2019年4月1日～2020年3月31日

○事業概要

1. 調査・研究とそのデータなどに基づいた政策提言、啓発の事業
 - (1)子どもの貧困対策法の改正に向けた働きかけ
 - (2)子供の貧困対策に関する大綱の改定に向けた働きかけ
 - (3)子ども・若者委員会の開催
 - (4)未婚ひとり親と父子家庭の父親に対し公平な税制改正への働きかけ
 - (5)「子どもの貧困がなくなる社会へーあすのばの提言2019ー」発表
 - (6)新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策に関する働きかけ
 - (7)講演会などへの講師派遣、ニュースレター・事業報告書の発行
 - (8)「子どもの貧困理解促進事業（東京都港区受託事業）」の実施

2. 支援団体への中間支援の事業

- (1)7県で「子どもの貧困対策 全国47都道府県キャラバン」の開催

3. 子どもたちへの直接支援の事業

- (1)「あすのば入学・新生活応援給付金」の給付事業
- (2)高校生・大学生世代の「あすのば合宿ミーティング」の開催
- (3)「子どもサポーター研修」の開催
- (4)当法人の直接支援事業のノウハウ移転の推進

II 実施報告

1. 調査・研究とそのデータなどに基づいた政策提言、啓発の事業

子どもの貧困対策法とその大綱の改正に向けて、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークや研究者の方々とともに子どもの貧困対策推進議員連盟や政府に積極的に働きかけ、その提言を取り入れていただいた。

また、長年にわたって働きかけてきた婚姻歴のないひとり親への寡婦控除の適用については、シングルマザーサポート団体協議会や全国母子寡婦福祉団体協議会とともに訴えて実現することができた。

さらに、2019年6月には、あすのば設立4周年にあわせ、設立した2015年度から2018年度までの活動を当法人初となる事業報告書として、小冊子にまとめ発行した。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策に関しては、政府や自治体、各政党に対してさまざまな働きかけを始めた。

(1)子どもの貧困対策法の改正に向けた働きかけ

「小さく産んで、大きく育てる」

当事者の学生や市民運動で2013年6月19日に成立した「子どもの貧困対策法」。これは、その当時からの合言葉である。6年後の2019年6月12日の参議院本会議でその改正法案が全会一致で可決、成立した。

この改正法は、当時の想定を超えて「大きく育った」といえる。あすのば設立からの4年間。あすのばに関わる若者たちは、全国集会や周年行事、各地でのキャラバンなどで、自分たちの経験に基づく思いや意見を表明し、議員や行政、市民の方々に耳を傾けていただいた。

また、あすのば入学・新生活応援給付金を受けた子どもや保護者へ

の調査データや「生の声」が法改正に与えた影響力も少なくない。超党派の国会議員による子どもの貧困対策推進議員連盟との共催で調査結果の中間報告会を2018年2月に国会内で開催し、多くの国会議員や市民が参加。報道各社は、大きく報じた。

《子どもの貧困対策法 改正のポイント》

- 貧困対策の推進のみならず、「**貧困の解消**」が明記
- 「**子どもの権利の尊重**」が追加
- 貧困の連鎖を断ち切るだけでなく、「**現在の状況の改善**」も
- 貧困の「**背景にさまざまな社会的要因があること**」が明記
- 当事者である「**子どもや保護者など意見の尊重**」が追加
- 「**市町村における貧困対策計画の策定**」が努力義務に
- 「**保護者の所得の増大、職業生活の安定と向上**」が明記
- 「**施策の実施状況の検証・評価と推進体制**」が追記

その後も、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークや阿部彩・東京都立大学教授らとともに、法改正の提言について子どもの貧困対策推進議員連盟への申し入れを続けた。

2019年5月14日には、実効性の高い子どもの貧困対策法の改正に向けて、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークが主催し、子どもの貧困対策推進議員連盟との共催で緊急院内集会が開催され、北海道から沖縄まで各地から122人が参加した。同議連は、6月に会期末を迎える国会での改正案の成立を目指し、超党派での議論を続けてきた。



田村憲久・同議連会長（元厚生労働大臣）と牧原秀樹・同議連事務局長（元厚生労働副大臣）が議連でとりまとめた改正案を初めて発表。当事者・市民・研究者など幅広い意見を国会議員に届け、各党代表の議員に発言いただいた。そして、共同でまとめた提言の多くが法改正に反映された。

改正法では、法の目的と理念に、将来だけではなく、現在の貧困も含め、その解消に向けて対策をすすめること。子どもの権利を尊重すること。貧困を「自己責任」に帰する社会の風潮を払拭するために「背景にさまざまな社会的要因があること」が明記されたことは、大きな意味がある。

また、当事者である「子どもや保護者など意見の尊重」が加わり、大綱改正のための内閣府の有識者会議（2019年6月25日）には、児童養護施設で生活する高校生やシングルマザーが自身の体験を含めた意見を発表した。

そして、都道府県のみならず、「市町村における貧困対策計画の策定」が努力義務に加わった。生活基盤のある市町村でも実効性の高い計画策定はとても重要である。

さらに、現在の貧困状態とワーキングプアの解消に向け、「保護者の所得の増大、職業生活の安定と向上」が明記。加えて、「施策の実施状況の検証・評価と推進体制」も追記された。計画、実行、検証・評価、改善というPDCAサイクルによる対策推進が大切である。

一方で、今後の課題も少なくない。子どもの貧困に関する指標の改善目標の設定と所得の再分配機能の強化は、明記されなかった。今後も調査データの蓄積などさらに説得力の高い根拠を示していくことに加え、議員や行政のみならず社会全体の関心と理解をより深める必要がある。

(2) 子供の貧困対策に関する大綱の改定に向けた働きかけ

子どもの貧困対策法の改正を受けて、2019年11月29日、国の基本方針を定める新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。

新大綱の目的は、「現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会」を目指し、「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施」することとし、主に以下の4点が大きな基本方針として掲げられた。

(分野横断的な基本方針)

- ① 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指す。
- ② 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- ③ 支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進する。
- ④ 地方公共団体による取り組みの充実を図る。

また、分野ごとの基本方針としては、

(教育支援) 学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

(生活支援) 親の妊娠・出産期から社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

(保護者の就労支援) 職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりをすすめる。

(経済的支援) 様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な家庭へ支援の利用を促していく。

新大綱ではこれらの方針に基づき「ひとり親の正規雇用割合」や「食料や衣服が買えない経験」など新たに14項目追加した39の指標改善に向けて各施策に取り組むこととしている。

あすのばでは、政府・各府省への提言活動に加え、11月1日には、改正法の理念と趣旨がより具体化されるよう意見(パブリックコメント)を提出した。

残念ながら「所得の再分配機能」や、「給食費」、「通学費」といった実質的な費用負担の軽減策、貧困率など具体的な改善目標は、新大綱に反映されなかった。

一方で、「貧困を自己責任としない」ことは、目的にも反映された。これは、政府が貧困を行政や社会の責任と認めたいという姿勢を新大綱で明記したわけである。大きな前進として歓迎し、今後の対策においても政府にこの姿勢を貫くことが強く望まれる。

また、実態把握の全国調査(「全国的な実施」)が明記され、速やかな実態把握と、実態に即した実効性ある具体策の立案・実行が急務である。

(3) 子ども・若者委員会の開催

2019年6月15・16日、国立オリンピック記念青少年総合センター(東京・代々木)で子ども・若者委員会が開催され、全国各地から34人が参加した。

新しい参加者を迎え、子ども・若者委員会の位置づけや役割の説明と確認を行った。子どもの貧困対策法の改正に向けての勉強会、概要の説明と報告を実施した。夏休みに実施



する3泊4日の「合宿ミーティング」の具体的なプログラム内容、役割について意見を出し

合った。

2日目午後には、新宿駅前と同委員会の参加者が街頭募金を実施。総額35,060円のご寄付をいただいた。

また、11月30日・12月1日、同センターを主会場にし、子ども・若者委員会を開催し、46人が参加した。

1日目には、社会的養護のアフターケアハウス「クローバーハウス」(埼玉県さいたま市)、中高生向け施設「b-l a b」(東京都文京区)、H I Vをはじめとしたセクシャルヘルスに関する情報センター・フリースペース「a k t a」(東京都新宿区)などを訪問し、フィールドワーク。参加者は、首都圏でのフィールドワークが新鮮な体験となり、その施設や地域コミュニティの背景や社会状況を知るとともに、現在そのコミュニティで生活する人々の生きやすさと、同時に持つ生きづらさを自分たちの経験にもフィードバック。「子どもの貧困」の課題だけではなく、自分に連なる課題も見えてきたようだ。

2日目には、フォーラム「生きやすさを若者といっしょに考えよう」を開催。このフォーラムでは、あえて生きづらさではなく、過去、現在、未来への生きやすさをテーマに、生きやすさを構成する要素や生きることについての意見交換と分かち合いが行われた。

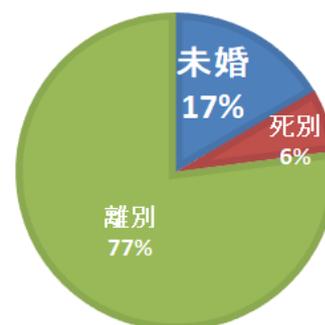
また、村井琢哉・あすのば副代表理事(山科醍醐こどものひろば理事長)、赤石千衣子氏(しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長)、村上吉宣氏(全国父子家庭支援ネットワーク代表理事)、幸重忠孝氏(こどもソーシャルワークセンター理事長)の参加もあり、若者たちへの大きな刺激にもなった。

(4)未婚ひとり親と父子家庭の父親に対し公平な税制改正への働きかけ

未婚ひとり親と父子家庭の父親に対し、公平な税制改正が実現した。2019年12月12日に発表された2020年度与党税制改正大綱では、配偶者と死別・離婚した人の税負担を減らす「寡婦(寡夫)控除」を未婚のひとり親にも適用することが盛り込まれた。改正では、現在の男女間格差も解消。年間所得500万円(年収678万円)以下のひとり親であれば、婚姻歴や男女を問わず所得税は20年分から35万円、住民税は21年度分から30万円の所得控除が適用。これで婚姻歴の有無や男女の違いで税負担が異なる理不尽な状況が改善される。シングルマザーサポート団体協議会や全国母子寡婦福祉団体協議会とともに訴えてきた悲願が達成した。

母子世帯106万3千世帯のうち未婚は17万7千世帯で17%を占め、死別6万7千世帯の2.5倍にもなる。さらに未婚母子世帯数は、この15年間で2倍に急激している(2015年「国勢調査」)。未婚の母の年間就労収入は平均177万円

母子世帯106.3万世帯の内訳
未婚17.7万 死別6.7万 離別81.9万
(国勢調査2015年)



急増する未婚母子世帯
(国勢調査)



母子世帯全体の平均額より23万円も少なく、厳しい生活を強いられている(2016年「厚生労働省全国ひとり親世帯等調査」)。しかし、これまでは寡婦控除による税負担軽減がなく、2020年度から本格実施される大学などの無償化制度では、寡婦控除の有無で年間54万円もの給付額の格差が生じることになる。

さらに、適用拡大は、未婚ひとり親世帯の方々の尊厳を守る大きな意義がある。「厳しい状況の中で子育てをされてきたことは全く間違いではない。胸を張って堂々と生きていいんだ」というメッセージを送ることにつながる。

未婚ひとり親世帯への寡婦控除の実現までは、長い道のりだった。まず、市町村議会で寡婦控除のみなし適用が実現し、全国各地に広がった。その後、公営住宅に入居する際に受けられる優遇措置の対象に、未婚のひとり親を追加。保育料など厚生労働省の25施策で「みなし適用」が広がり全国一律の制度となり、今回の抜本的な見直しにつながった。公明党と自民党女性議員の方々のリーダーシップで与党が結束したことに加え、超党派の子どもの貧困対策推進議員連盟からの働きかけも含め、まさに「ONE TEAM」でスクラムトライを決めたと言える。こうして、ひとり親世帯すべてに等しく光が当たる制度になった。

(5) 「子どもの貧困がなくなる社会へーあすのばの提言2019ー」発表

2019年12月18日、衆議院第一議員会館で子どもの貧困対策推進議員連盟総会が開かれ、「子どもの貧困がなくなる社会へーあすのば提言2019ー」を発表した。緊急提言の内容は、以下のとおり。

■大学無償化など文部科学省施策の未婚ひとり親世帯へのみなし控除を

保育料など厚生労働省25施策の未婚ひとり親世帯へのみなし寡婦控除制度と同様に、大学・専門学校無償化など文部科学省施策もみなし寡婦控除制度を新設してください。高等教育無償化は、寡婦控除の有無で年54万円の差が生じます。

■大学・専門学校に進学しない若者にも高等教育無償化同様の手厚い支援を

来年度から本格実施される大学・専門学校給付型奨学金・授業料減免制度と同様に、進学しない若者にも手厚い支援が必要です。就職した若者への所得税・住民税の大幅な減税や進路未決定の若者へのサポートなどすべての若者に光があたる支援をしてください。

■生活保護世帯の大学・専門学校進学における世帯分離を廃止

生活保護世帯の子どもの大学・専門学校進学率は36.0%で全世帯81.5%の半分以下です。貧困の連鎖を断ち切るためには、大学・専門学校への進学における世帯分離を廃止し、生活保護を受けていても進学できる制度にしてください。

■高校生への給付型奨学金の拡充と入学準備金の新設

高校生への給付型奨学金(「奨学給付金」)の住民税非課税世帯第1子と第2子以降の年4~5万円の格差をなくしてください。また、山梨県が独自で実施している5万円の「入学準備サポート事業給付金」制度と同様の「入学準備金」制度を新設し、上乘せしてください。

■児童扶養手当を増額し、すべての生活困窮世帯への経済的支援を

貧困率が極めて高いひとり親世帯への児童扶養手当の支給額を増額してください。また、生活保護受給世帯やひとり親世帯以外の生活困窮世帯への経済的支援はほとんどありません。児童扶養手当と同じような経済的支援制度を新設してください。

■ふたり親多子世帯や外国ルーツの子どもなど多様な世帯への支援の充実

新しい子供の貧困対策大綱で「困難層は多様であることに留意する」と明記されました。ふたり親多子世帯や外国ルーツの子どもなどへの対策は不十分です。制度の壁や崖をなくし、ひとり親支援制度の対象拡大など多様な世帯への柔軟な対策推進を望みます。

■すべての市町村で実効性の高い子どもの貧困対策計画の策定を

子どもの貧困対策法と大綱の改正された内容を踏まえ、すべての市町村で実効性の高い子どもの貧困対策計画を策定してください。また、都道府県・政令市においては、より充実した計画に改正してください。国は、そのための手厚い予算措置などをしてください。

(6)新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策に関する働きかけ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策に関して、さまざまな働きかけをしてきた。

3月4日には、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークの緊急要望「休校中の子どもの生活を守ろう！」の賛同団体として、政府・各党に要望。

3月19日には、公明党厚生労働部会・文部科学部会合同会議で、「日本学生支援機構の緊急対応として、給付型奨学金も早急に対応」などを要望。早速、新型コロナの影響で家計急変の場合も対象に含まれることになった。

3月30日には、小河光治・代表理事が、渡辺由美子・キッズドア理事長、あすのば理事の末富芳・日本大学教授、赤石千衣子・しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長とともに西村康稔・経済再生担当大臣と面会し、児童手当の3万円上乗せを要望。西村大臣は、前向きな検討を表明した。

(7)講演会などへの講師派遣、ニュースレター・事業報告書の発行

全国各地から講演などの依頼を受け、代表理事、事務局長、職員などを講演会や研修会などに派遣した。

また、ニュースレター「あすのば新聞」を3号発行した。2019年4月に—2019年春—第15号、9月に—2019年秋—第16号、12月に—2019年冬—第17号をそれぞれ約5,000部発行し、寄付者、支援者などに郵送などで配布した。

さらに、2019年7月には、設立した2015年度から2018年度までの活動を当法人初となる事業報告書として、小冊子にまとめ、11,000部発行した。また、ウェブサイトでもダウンロードして広く読んでいただけるように公開した。4年の活動報告や歴代若者理事の座談会、ご寄付者のインタビューなど、多方面で当法人のことを知っていただける報告書となった。

(8)「子どもの貧困理解促進事業（東京都港区受託事業）」の実施

2016年度以降、当法人事務所の所在地である東京都港区の受託事業として「子どもの貧困理解促進事業」を実施した。

2019年12月7日には、子どもの権利条約が国連で採択されて30年、日本が批准して25年となることを記念して、「子どもの権利」について楽しみながら学ぶワークショップ（参加体験型学習）を港区立御田小学校で開催。御田小学校5年生児童と保護者・教職員、

港区議会議員、港区在住・在勤・在学者など138人が参加した。

地域の中で子どもたちにできることを一緒に考えるために、子どもと大人が別々に「CAPプログラムのワークショップ」を体験し、子ども



の「安心・自信・自由」の権利について考え、その後「子どもとの交流会と振り返り」の時間を設けた。「子どもの権利を大切にするためにこれからできること」について、子どもたちが考えたこと感じたことを児童の保護者や地域の大人の方々が聴くことから始め、お互いに尊重し認め合える関係を築くための働きかけのきっかけ作りを目的に実施した。

第1部は子どもの人権が侵害される事例（いじめ・誘拐・性暴力等）の模擬体験、子どもが悩みを相談してきたときの対応を「NPO法人青い空—子ども・人権・非暴力」が主体となり、児童は御田小学校5年1組と2組がそれぞれの教室で、児童向けワークショップを受講。同時に、大人は大人向けのロールプレイ等を通じて学んだ。

その後、児童が体育館に移動し、第2部「子どもとの交流と振り返り」で「子どもの権利を大切にするためにこれからできること」をテーマに、各グループ7人～8人で児童3～4人と保護者や地域の大人の方々3～4人と一緒に交流した。第2部の交流会の各グループの進行役（ファシリテーター）は、大学生11人（明治学院大学生9人、あすのば大学生2人）、地域の大人ボランティア他5人、計16人が行った。

また、2019年7月12日から2020年3月25日までの計10回、港区内で出張講座を開催した。港区内の子どもたちの実情を元に、すでに実施している学習支援事業や子ども食堂の現状、そして法改正のポイント等を港区内の社会福祉協議会、民生委員、ロータリークラブ、大学生、民間団体、民間企業他に、子どもの未来応援施策（子どもの貧困対策）のより効果的に理解促進を図るとともに、地域で子どもを支えるネットワークを確立することを目的に実施した。

2. 支援団体への中間支援の事業

行政による子ども支援制度の充実のみならず、子どもを支える団体や人をしっかり支えることで全国各地での地域や民間の取り組みを中心とした支援体制を確立することも、子どもの貧困対策の推進のためにとっても重要である。全国の実践者を中心としたつながりの構築を含め、より充実した事業を展開した。

2016年度以降、当法人が積極的に各地へ出向き、持続的・発展的な支援体制を構築する事業へ進化することを目指して「子どもの貧困対策 全国47都道府県キャラバン」を7県で実施。これまでに38都道府県で開催した（2015年度実施の交流会・意見交換会を含む）。

(1) 7県で「子どもの貧困対策 全国47都道府県キャラバン」の開催

さらに多くの方々が子どもの貧困対策への理解を深め、より充実した民間や自治体の支援体制を構築するきっかけと場づくりを通じたつながりをつくることで、全国各地の子どもの貧困対策の推進を目的とした「子どもの貧困対策 全国47都道府県キャラバン」を7県で開催した。



主な内容は、市民の方々に向けた集会や支援者・支援団体を対象とした意見交換会などを行った。全国キャラバンは、以下の3つの特徴がある。①そこで暮らす現地の方々が全国キャラバンの「主役」。②あすのばは「聞き手」。地域の声をお聴かせください。③地域全体で子どもを支える体制づくりを一緒に進めよう。

それぞれの開催県でキャラバンがきっかけとなり支援団体の連携が強まり、子どもの貧困対策に対する行政支援がより充実するなどの成果があった。また、各地で新聞やテレビなどでも報道され、支援などへの理解にもつながっている。

また、2020年3月7日に開催予定で準備をすすめていた群馬県前橋市でのキャラバンは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年度に延期することになった。

なお、公益財団法人キリン福祉財団からの助成を受けて実施した。

①新潟県新潟市

日時 2019年6月1日（土）全体会10時～12時 意見交換会13時～16時

場所 新潟県庁西回廊講堂

共催 新潟県、新潟市

後援 内閣府、新潟県教育委員会、新潟県社会福祉協議会、阿賀野市、阿賀町、栗島浦村、出雲崎町、糸魚川市、魚沼市、小千谷市、柏崎市、刈羽村、加茂市、五泉市、佐渡市、三条市、新発田市、上越市、聖籠町、関川村、胎内市、田上町、津南町、燕市、十日町市、長岡市、見附市、南魚沼市、妙高市、村上市、弥彦村、湯沢町

参加者 102人
来賓 溝口洋・新潟県副知事

②福井県福井市

日時 2019年6月29日(土)
全体会10時～12時30分 意見交換会13時30分～16時
場所 福井市地域交流プラザ
共催 福井市
後援 内閣府、福井県、福井県教育委員会、福井県社会福祉協議会、あわら市、池田町、永平寺町、越前市、越前町、おおい町、大野市、小浜市、勝山市、坂井市、鯖江市、高浜町、敦賀市、南越前町、美浜町、若狹町
参加者 83人
来賓 齊藤正直・福井市福祉保健部次長

③青森県青森市

日時 2019年7月28日(日) 13時～17時
場所 リンクステーション青森
主催 あすのば、弘前大学「子どもの貧困」をめぐる地域・学校・自治体の連携・協働推進プロジェクト
共催 青森県
後援 内閣府、弘前大学教職大学院、青森県教育委員会、青森県社会福祉協議会、青森市、青森市教育委員会、鱒ヶ沢町、板柳町、田舎館村、今別町、おいらせ町、大間町、大鰐町、風間浦村、黒石市、五所川原市、五戸町、佐井村、三戸町、七戸町、新郷村、外ヶ浜町、田子町、つがる市、鶴田町、東北町、十和田市、中泊町、南部町、西目屋村、野辺地町、階上町、八戸市、東通村、平川市、平内町、弘前市、深浦町、藤崎町、三沢市、むつ市、横浜町、蓬田村、六戸町、六ヶ所村
参加者 140人
来賓 有賀玲子・青森県健康福祉部長

④宮崎県都城市

日時 2019年10月10日(木)
全体会13時30分～15時 意見交換会15時10分～16時30分
場所 ウエルネス交流プラザ
共催 都城市
後援 内閣府、宮崎県、三股町、宮崎県教育委員会、宮崎県社会福祉協議会、都城市教育委員会、都城市社会福祉協議会、三股町社会福祉協議会、宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会・みやざき子ども未来ネットワーク
協力 あすのばキャラバン in 宮崎実行委員会
参加者 135人

来 賓 岩崎透・都城市副市長

⑤和歌山県和歌山市

日 時 2019年10月26日（土）13時30分～17時

場 所 河西コミュニティセンター

共 催 和歌山大学教育学部、和歌山信愛大学子ども教育学科

後 援 内閣府、和歌山県、和歌山県教育委員会、和歌山県社会福祉協議会、和歌山市、和歌山市教育委員会、和歌山市社会福祉協議会、有田川町、有田市、印南町、岩出市、海南市、かつらぎ町、上富田町、北山村、紀の川市、紀美野町、串本町、九度山町、高野町、古座川町、御坊市、白浜町、新宮市、すさみ町、太地町、田辺市、那智勝浦町、橋本市、日高川町、日高町、広川町、みなべ町、美浜町、湯浅町、由良町、東京医療保健大学和歌山看護学部

協 力 特定非営利活動法人子どもの生活支援ネットワークこ・はうす

参加者 109人

来 賓 志場紀之・和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長

⑥大分県大分市

日 時 2019年11月9日（土）13時～16時

場 所 大分県総合福祉会館

共 催 カタローエ大分実行委員会

後 援 内閣府、大分県、大分県教育委員会、大分合同新聞社、朝日新聞大分総局、毎日新聞社、読売新聞西部本社、西日本新聞社、大分放送、テレビ大分、大分朝日放送、大分ケーブルテレコム、エフエム大分、ゆふいんラヂオ局

参加者 117人

来 賓 廣瀬高博・大分県福祉保健部部長

⑦愛媛県松山市

日 時 2020年1月19日（土）10時～12時

場 所 松山市総合コミュニティセンター

共 催 愛媛県

後 援 内閣府、松山市

参加者 52人

来 賓 八矢拓・愛媛県副知事

なお、群馬県前橋市での開催は、2020年3月の実施に向けて準備をすすめてきたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、2020年度に延期となった。

3. 子どもたちへの直接支援の事業

社会全体で子どもを育む仕組みを拡大するため、全国規模の小学生から大学生世代までの子ども支援のモデル事業と子どもとのつながりづくりを実施した。

新年度に入学・新生活をスタートする子どもを対象とした「入学・新生活応援給付金」制度は、1,987人に給付した。

また、2019年8月には、高校生・大学生世代を対象とした「合宿ミーティング」を3泊4日で開催した。なお、小学生・中学生対象の「合宿キャンプ（2020年3月26日～28日・千葉県立手賀の丘少年自然の家）」については、開催に向けた準備をすすめてきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、開催を中止した。

(1)「あすのば入学・新生活応援給付金」の給付事業

①給付対象者

- ア) 住民税の所得割が非課税世帯の子ども
- イ) 生活保護を受けている世帯の子ども
- ウ) 児童養護施設・里親などのもとで生活していて、2020年4月までに措置解除を予定している子ども

※母子生活支援施設で生活している場合は、アまたはイにあてはまる子ども

以上のア～ウの人で、以下のA～Dにあてはまる人。

- A) 2020年4月に小学校に入学する人（小学校入学生）
- B) 2020年4月に中学校に入学する人（中学校入学生）
- C) 2019年度末に中学校を卒業する人（中学校卒業生）
- D) 2019年度末に高校またはそれに準ずる学校の卒業予定、あるいは2020年4月に大学・短大・専門学校などに進学予定で、1995年4月2日以降に生まれた人（高校卒業生等）

【災害特例】

以上の条件に加えて、2019年度に発生した豪雨・地震・台風などによる人的・住宅被害や保護者の失業・転職・大幅な減収などの被災者であることが分かる人。

②給付定員

一般・災害特例合計2,031人（なお募集開始時は、一般・災害特例合計1,600人）

給付金の寄付増額などに伴い、定員増員を2020年2月18日の第21回理事会（書面決議）で2,030人に決定。その後、事務局の審査不備による不採用者1人が判明したため2,031人とした。

③申込の受付期間

2019年11月25日～12月16日（消印有効）

④給付金額

- A) 小学校入学生＝30,000円
- B) 中学校入学生＝30,000円
- C) 中学校卒業生＝40,000円
- D) 高校卒業生等＝50,000円

※災害特例給付金＝以上に、それぞれ10,000円を増額

⑤選考委員会の開催

- ア) 日時 2020年2月11日 13時～16時
- イ) 場所 当法人事務所
- ウ) 出席者 選考委員4人、代表理事、事務局長、給付金事業担当職員

※選考委員＝高校教員、スクールソーシャルワーカー、児童養護施設出身者、学生

エ) 選考結果

- ・申請者数 5,052人（一般5,037人、災害特例15人）
- ・非該当者 33人（一般 38人、災害特例 0人）
- ・該当者 5,019人（一般5,004人、災害特例15人）
- ・内定者 2,031人（一般2,026人、災害特例 5人）

一般	合計			
	計	内定	不採用	辞退
小学入学	609	278	331	0
中学入学	1,090	439	651	0
中学卒業	1,800	697	1102	1
高校卒業等	1,505	612	893	0
計	5,004	2,026	2,977	1

災害特例	合計			
	計	内定	不採用	辞退
小学入学	2	1	1	0
中学入学	3	1	2	0
中学卒業	7	3	4	0
高校卒業等	3	0	3	0
計	15	5	10	0

⑥内定通知と証明書類提出

- ア) 内定通知・証明書類の提出依頼 2020年2月14日

イ) 証明書類の提出

・提出期限：2020年3月5日

・提出書類内容

A) 住民税の所得割が非課税世帯の人

家族全員記載の住民票、住民税非課税証明書

B) 生活保護を受けている世帯の人

生活保護受給証明書、自立更生計画書

C) 社会的養護のもとで生活している人

社会的養護の証明書

※証明書類の市町村役場で発行する手数料は、領収書を添付すれば、給付金送金時に一緒に送金

【災害特例】

上記に加えて、り災証明書や給与所得の源泉徴収票など、被災や減収を証明できる書類

⑦証明書類の審査と給付金決定・送金

ア) 証明書類の審査結果

・内定者 2,031人(一般2,026人、災害特例 5人)

・非該当者 28人(一般 28人、災害特例 0人) ※1

・辞退者 16人(一般 16人、災害特例 0人) ※2

・決定者 1,987人(一般1,982人、災害特例 5人)

※1 = 内定後に給付対象者ではないことや収入額が多いことなどが判明し、非該当となった者。

※2 = あらゆる手段で何度か証明書類提出の督促をしたにも関わらず、提出のなかった13人を含む。なお、2020年度に提出のあった者には、審査の上送金予定。

一般	決定者(人)	給付額(円)	総額(円)
小学入学	268	30,000	8,040,000
中学入学	430	30,000	12,900,000
中学卒業	677	40,000	27,080,000
高校卒業等	607	50,000	30,350,000
計	1,982		78,370,000

災害特例	決定者(人)	給付額(円)	総額(円)
小学入学	1	40,000	40,000
中学入学	1	40,000	40,000
中学卒業	3	50,000	150,000
高校卒業等	0	60,000	0
計	5		230,000

なお、2018年度内定者で2019年度に決定した1人（中学卒業生1人）への送金40,000円を含め、1,988人に78,640,000円を給付した。

イ) 給付金の送金

本人名義の金融機関の口座に送金した。ただし、本人名義口座がなく、口座開設が難しい場合は、事情を確認したうえで、保護者名義の口座に送金した。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けていると思われる受給者に向けて、当初3月19日を予定していた給付金の送金日を大幅に繰り上げることにした。3月5日から送金対応を開始し、3月13日までに1,903人の子どもたちへの給付手続きを完了。その後も書類の最終的な確認が取れた子どもたちへ順次手続きを行った。

⑧給付金のための募金

給付金のための募金は、2019年12月発行の「あすのば新聞－2019年冬－第17号」で紙面でのPRとともに郵便振替用紙を同封して、ご寄付者・ご支援者にご協力を呼びかけた。

また、『通販生活2019年冬号（株式会社カタログハウス発行）』の特集記事で「通販生活×あすのば 入学準備金カンパ」を読者に呼びかけた。その結果、読者16,034人から71,072,867円の寄付が寄せられた。これらをあわせて88,295,972円の寄付をいただいた。なお、これらの寄付の使途は、90%を給付金として、10%を事務費とした。

(2)高校生・大学生世代の「あすのば合宿ミーティング」の開催

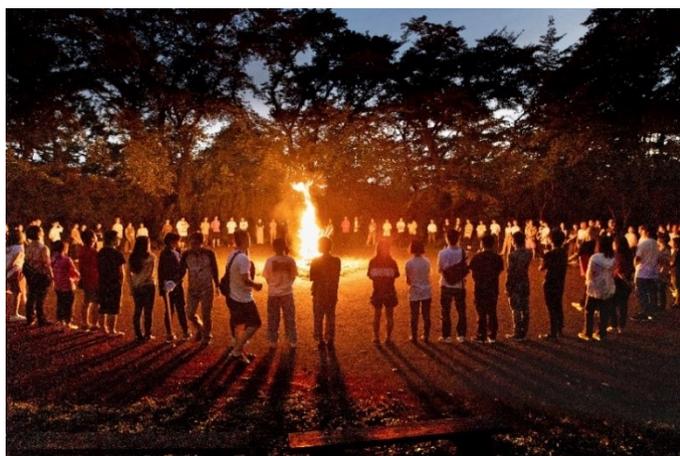
①日時 2019年8月14日～17日（3泊4日）

②場所 国立赤城青少年交流の家（群馬県前橋市）

③参加者 107人

ひとり親家庭や児童養護施設などで育った経験のある、または学習支援や子ども食堂など子どもに寄り添う活動経験のある高校生・大学生世代107人が参加。北は北海道から南は沖縄県まで、全国各地の若者世代が一堂に会し、充実した4日間を過ごした。

2日目、関東地方に接近していた台風10号の影響で、屋外でのバーベキュー中に豪雨に見舞われるハプニングもありましたが、台風一過後は天候にも恵まれ、3日目夜のキャンプファイヤーも無事に実施することができた。



3日目に実施された選択型プログラムの「ゆっくりタイム」は、高校生・大学生世代のスタッフが各プログラムを企画。ゲームやスポーツなどのレクリエーションだけでなく、大学生世代が同世代や、高校生世代へメイクやヘアアレンジをコーディネートするコーナー、進路選択のきっかけを自らが話す「私の選択」など、これまでの合宿ミーティングにはなかったプログラムも導入。参加者はバリエーション豊かなプログラムの時間を思い思いに過ごした。

『また参加したい』ではなく『絶対参加したい』です！理由としては、本当にこのあすのばの夏合宿でおおきく考え方が変わったからです！、「初めての参加でしたが、自分のなかでの気づきや、班員の語りから考えさせられることが多くあり、充実した時間を過ごすことができました」、「4日間はとても貴重で、いろんな出逢いがありました。同じ参加者のみなさん、スタッフのみなさん、職員のみなさん全員がやさしくて、うれしかったです。また行きたいと強く思いました」、「シェアのば(わかちあいプログラム)がすごく印象に残った。普段、自分の家庭の話をする機会もなかったため新鮮だったし、自分と似たような環境で頑張っている子がいることを知れて、心強かった」などという参加者の声もあった。

5回目を迎えた合宿ミーティングとなり、今年度は「再検証の年」として、若者理事が検討した参加者の安全・安心を守るためのルールも設定した。

(3)「子どもサポーター研修」の開催

ア) 年度前半の研修会

①日時 2019年5月18日～19日(1泊2日)

②場所 川崎市黒川青少年野外活動センター・パルテノン多摩(神奈川県川崎市)

③参加者 21人

夏休みに実施する高校生・大学生世代を対象とした3泊4日の「合宿ミーティング」に向けて、ファシリテーター養成などのワークショップに講師を招いて研修を実施した。これまでの子ども・若者サポーターの役割については、一度、ゼロベースから考え、整理しながら、確認を行うことから始めた。

イ) 年度後半の研修会

①日時 2020年2月22日～23日(1泊2日)

②場所 千葉県立手賀の丘少年自然の家(千葉県柏市)

③参加者 19人

夏休みに実施した「合宿ミーティング」の主要な参加者と新しいメンバーが、春休みに実施する小中学生を対象とした2泊3日の「合宿キャンプ」に向け、会場の下見、役割の確認、プログラム内容を話し合い、ファシリテーター養成などのワークショップを行った。また、2020年度に向けての子ども・若者サポーターの役割や夏開催の「合宿ミーティング」などの日程や今後の全国各地で行える行事他について意見を出し合うと共に、相互理解の場として実施した。

(4)当法人の直接支援事業のノウハウ移転の推進

当法人の直接支援事業を拡げることには限界があり、当初からモデル事業として位置づけて実施してきた。そこで今年度も培ってきたノウハウなどの移転を積極的にすすめた。すでに、沖縄県や東京都豊島区などでは「入学・新生活応援給付金」事業をモデルとした給付金事業が実施されている。とくに沖縄県では、地元紙の沖縄タイムス社を核として沖縄県などとも連携した小中学生向けの給付金事業を2017年度から始め、2018年度には高校生向け事業にも拡大した。2019年度は、当法人の寄付管理システムの紹介に加え、給付金管理システムを沖縄県の制度に利用できるように改良し、提供した。このシステム改良やその取り扱い方法の説明などには、社会人ボランティアに多大な貢献をいただいた。

なお、小中学生とその保護者を対象とした「合宿キャンプ」の開催は、2020年3月の実施に向けて準備をすすめてきたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、中止とした。

Ⅲ 会議記録

1. 理事会

(1)第17回理事会

日時 2019年5月25日(土) 16時～18時25分

場所 当法人会議室

議題

第1号議案 「2018年度事業報告及び附属明細書の承認」の件

第2号議案 「2018年度決算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件

第3号議案 諸規則及び規程等の制定及び改定の件

第4号議案 定款等の改定に関する評議員会への提案の件

第5号議案 選任する理事の人数変更の件

第6号議案 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定の件

(2)第18回理事会

日時 2019年6月14日(金) 20時40分～20時55分

場所 当法人会議室

議題

第1号議案 代表理事及び副代表理事の選定の件

(3)第19回理事会

日時 2019年10月20日(日) 9時～10時55分

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター 小研修室4A

議題

第1号議案 2019年度入学・新生活応援給付金事業の件

第2号議案 入学・新生活応援給付金選考委員の選任の件

第3号議案 包括遺贈寄付の活用の件

(4)第20回理事会(書面決議)

日時 2020年2月3日(月)

議題

(1)2019年度入学・新生活応援給付金内定人数の件

(5)第21回理事会（書面決議）

日時 2020年2月18日（火）

議題

（1）2019年度入学・新生活応援給付金の内定人数変更の件

(6)第22回理事会

日時 2020年3月19日（木）13時35分～15時15分

場所 当法人会議室

議題

第1号議案 2020年度事業計画及び収支予算の件

2. 評議員会

(1)第5回評議員会

日時 2019年6月14日（金）18時45分～20時35分

場所 当法人会議室

議題

第1号議案 「2018年度決算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録の承認」の件

第2号議案 定款の改定の件（特別決議）

第3号議案 規程及び規則の改定の件

第4号議案 役員及び評議員の報酬並びに委員の謝金の件

第5号議案 理事の選任の件

第6号議案 監事の選任の件

第7号議案 評議員の選任の件

3. 業務執行に関する定例会・人事等検討会議・監事会

(1)業務執行に関する定例会

第1回

日時 2019年5月25日（土）13時～15時

場所 当法人会議室

参加者 代表理事、副代表理事、事務局長

第2回

日時 2019年8月6日（土）17時～18時

場所 港区赤坂区民センター

出席者 代表理事、副代表理事

第3回

日 時 2020年1月27日(日) 17時～18時

場 所 山科醍醐こどものひろば

参加者 代表理事、副代表理事

第4回

日 時 2020年2月7日(金) 17時～18時

場 所 当法人会議室

参加者 代表理事、副代表理事

(2)人事等検討会議

第1回

日 時 2019年4月6日(土) 13時～17時

場 所 港区赤坂区民センター

出席者 代表理事、副代表理事、津久井監事、本郷監事

第2回

日 時 2020年2月7日(金) 18時30分～20時30分

場 所 当法人会議室

参加者 代表理事、副代表理事、末富理事、津久井監事、本郷監事

第3回

日 時 2020年3月26日(木) 14時～15時15分

場 所 日本大学文理学部末富研究室

参加者 代表理事、副代表理事、末富理事、本郷監事

(3)監事会

第1回

日 時 2019年5月17日(金) 9時30分～12時30分

場 所 当法人会議室

出席者 津久井監事、本郷監事、代表理事、参与、事務局長

第2回

日 時 2019年10月7日(月) 9時～11時

場 所 当法人会議室

参加者 津久井監事、本郷監事、代表理事、参与、事務局長

2019年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。